

令和7年
冬号

12月発行

クオリティライフ
いちかわ市川市消費生活センター
TEL:047-712-8629

目次

- P. 1 不用品の訪問購入のトラブル
P. 2 あやしい投資話にだまされるのはなぜ？
P. 3 遺品整理を頼むとき、事業者選びは慎重に
P. 4 ガラス繊維強化プラスチックによるけがに注意！
-傘の骨などに使用されています-

弁護士による無料の多重債務相談を
行っています。(要予約)

☆消費生活センター

047-712-8629

不用品の訪問購入のトラブル

電話で「古着を買い取る」と言われたので来てもらったら、売るつもりがなかった貴金属を買い取られてしまった。電話では何でも買い取ると言われたのに・・・というように、買い取りに来てもらったのに後悔し、やはり売ったものを返して欲しいというトラブルがあります。

よくあるトラブルとして

- 電話があり明後日に業者の訪問を約束した。やっぱり断りたいが業者の連絡先がわからない。
- 金や真珠の指輪だったのに、後から安すぎると後悔した。
- 古着の買い取りと思い頼んだのに、貴金属はないかと迫られ、ないと断ったら大きな声でどなられた。
- クーリング・オフしたのに、すでに転売したので返品はできないと言われた。

訪問購入（訪問買取）のトラブル拡大防止の為に、2013年2月に特定商取引法に関する法律が改正され、消費者保護のルールとして、訪問購入をしようとする業者が突然訪問して勧誘すること（不招請勧誘）が禁止され、書面交付義務が課せられ、消費者はクーリング・オフや物品の引き渡しの拒絶ができるなどが定められました。

（*大型の家電や本、CD、DVD、ゲームソフト類、家具、自動車、有価証券などクーリング・オフの対象とならない物品もあります）

【訪問購入の注意点】

1. 突然訪れた訪問購入業者との取引はしない。突然訪問して勧誘することは禁止されています。
2. 事前に買い取りを承諾したもの以外はきっぱり断る。事前に承諾した物品以外のものについて勧誘することは禁止されています。
3. 売却後、8日間は物品を引き渡さないようにしましょう。

クーリング・オフしたのに物品が返ってこないというトラブル防止のため、クーリング・オフ期間内は物品の引渡しを拒むことができます。

「発表情報」(23/9/27) 国民生活センター等を参照

あやしい投資話にだまされるのはなぜ？

【投資で確実に大きくもうける方法はない！！】

最近消費生活センターには、人生経験豊富な高齢の方や、若い世代の方からFXや暗号資産、投資ファンド、株などに投資した金額の出金が出来ないとの相談が寄せられています。配当金等の利益部分さえ手にすることができないとのこと。

新NISAの導入などで、投資に関心を持つ人が増えています。もうかっている人の話を聞いて、慌てて投資を始めようとする人がいたら、ぜひ知っておいてもらいたいことがあります。それは、「投資で確実に大きくもうける方法はない」ということです。もうかると思って投資したのに…「投資でもうけている人はどうしているの？」と思うかもしれません。人は誰も失敗をあえて公表しないものです。投資で失敗している人はたくさんいます。もうかっている人も、今後は大きな損をする可能性があります。

【だまされやすい私たち】

「うまいもうけ話はない」という事実を受け入れられないせいで、だまされる人が多くいます。最近被害が拡大しているSNS型投資詐欺はその典型です。被害にあうのは、経験や能力に問題があったと思われがちですが、被害が年齢を問わず広がっていることから必ずしもそうではありません。「うまくやれば、自分も投資でもうけられる」という考えは大変魅力的です。このように信じている人は、投資で確実に大きくもうける方法はないという専門家が発信する情報を無視して、もうけ話をつい受け入れてしまいます。これは自分の信念に合った情報だけを受け入れがちな「確認バイアス」と呼ばれる心理です。人間であれば誰もが持っている行動の偏り（バイアス）によるものです。この偏りは非常に強固で、いくら注意しようと思っても、取り除くことはなかなかできません。他人の体験談などを信じてしまう傾向や、自分や他人を信じすぎてしまう傾向といったものです。残念なことに私たちは、そのような偏りを自分自身が持っていることに、驚くほど気づいていません。でも投資詐欺を働く人たちはそのことをよく知っています。

【何を信じればよいか】

では、だまされないためにどうすればよいのでしょうか。投資で確実に大きくもうける方法を発信して勧誘する人や組織は、徹底的に無視をする事です。怪しい投資話に関する情報は、SNSや動画サイト、友人などからもたらされることが多いです。信頼している人や立派な肩書の人であっても、投資に関する話は徹底的に疑ってかかるべきです。SNSや動画サイトの投資情報の質はばらつきが大きく、信頼できる情報と信頼できない情報を見分けることは困難です。中立的な立場から情報提供を行っている報道機関、公的機関、専門家などから幅広く情報を得ることが大切です。



消費者庁イラスト集より

遺品整理を頼むとき、 事業者選びは慎重に

親族等が死亡した後、故人が所有していた物の整理、処分等を事業者へ依頼する、いわゆる「遺品整理サービス」は、核家族化や高齢者の独居世帯の増加という社会の変化の中で注目されています。しかし、全国の消費生活センター等には、料金や作業内容に関する相談が寄せられています。

【事例1】

亡父の遺品整理のためネットで探した回収事業者へ電話で依頼した。当初、20万ぐらいかかると聞いていたが、作業後に料金は30万円と言われた。見積書はもらっていない。

【事例2】

亡父宅の不用品処分を事業者へ依頼した。大切な書類等は残しておく約束が、アルバムや回線のつながっている電話機まで処分された。事業者へ苦情を申し出たが、ゴミ処理場に運搬済みで取り戻せないと言われた。



画像は国民生活センターより

【アドバイス】

- ・遺品整理サービスに関する作業内容や料金は様々です。必ず複数の事業者から見積もりをとり、契約内容や料金を比較しましょう。
- ・契約をする際には、作業日、具体的な作業内容、料金、支払方法、解約料などについて確認しましょう。作業時には思いがけない追加料金を請求されることもあるので、事前に確認するようにしましょう。
- ・遺品や住まいの不用品を廃棄物として収集・運搬する事業者は、市の「一般廃棄物処理業の許可」を受けている必要があります。無許可事業者による不用品の処分は法律違反となり、不法投棄などに繋がりがねません。市の窓口で照会するなどして事業者選びは慎重にしましょう。



消費者庁イラスト集より

- ・遺品を買い取る事業者は「古物商の許可」が必要ですので、買い取ってもらう際には「古物商許可証」や「行商従業者証」を確認しましょう。
- ・大切な遺品を誤って処分されてしまうケースもあります。残しておく遺品と処分する遺品を明確に分け、作業時はできるだけ立ち会うようにしましょう。

「見守り新鮮情報」(25/10/30) 国民生活センター等を参照

ガラス繊維強化プラスチックによるけがに注意！ -傘の骨などに使用されています-

全国の消費生活センターには、ガラス繊維強化プラスチックが使用された商品から飛び出したガラス繊維を触ってけがをした。あるいはそのおそれがあったとする相談が寄せられています。

ガラス繊維強化プラスチックは、細いガラス繊維の束に樹脂をしみ込ませて成形したもので、傘の骨、園芸用ポール、テントの支柱など、軽量で弾性が求められる部位に用いられることがあります。ガラス繊維は細く肉眼では見えづらいため、気づかず露出した部分に触れると、けがをするおそれもあります。



【消費生活センターに寄せられた相談】

- 子どもが人とすれ違うときにぶつかり、グラスファイバー製の傘の親骨が折れて細かなガラス繊維が手に刺さった。特に子どもには危険な商品だと思う。
- 数年前に購入した傘をさそうとしたら手に激しい痛みがあった。表示を見るとグラスファイバー製との記載があった。危険な商品を販売するのは問題だと思う。

【アドバイス】

- ガラス繊維強化プラスチックは、表面からガラス繊維の先端が露出していることがあります。不用意に素手で触らないなど取扱いには注意しましょう。
- ガラス繊維が皮膚に刺さって痛みが続く場合は、医師の診察・処置を受けましょう。



「発表情報」(25/9/17) 国民生活センター等を参照

消費生活相談窓口

◇ 市川市消費生活センター

市川市八幡1-1-1 市役所第1庁舎3階

相談日時 月曜日～金曜日(対面・電話相談)

第2・4土曜日(電話相談)

午前10時～午後4時

相談電話 047-712-8629

※ 消費生活センターの休業日

日曜日、祝休日、第1・3・5土曜日、12月29日から1月3日まで

消費生活センター休業日のご相談は、

消費者庁 消費者ホットライン

局番なし188番(いやや)にお電話ください。

